

東北地域カーボン・オフセット証明書交付要領

平成25年 7月 3日制定

令和 5年 9月15日改正

令和 6年 8月26日改正

J-クレジット東北地域推進協議会

1. 趣旨

この要領は、東北地域内で創出されたクレジットを活用したカーボン・オフセットについての証明書申請に際して、定めるものとする。

2. 定義

(1) クレジット

「クレジット」とは、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット (J-VER)」及び「J-クレジット」のことをいう。

「国内クレジット」とは、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、国内クレジット認証委員会が認証した排出削減量をいう。

「オフセット・クレジット (J-VER)」とは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づいて発行された国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減量や吸収量をいう。

「J-クレジット」とは、平成25年4月より上記の二つの制度を発展的に統合した J-クレジット制度に基づいて、国内における省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組（プロジェクト）から生じた、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量に対して、認証委員会が認証した排出削減量や吸収量をいう。

(2) カーボン・オフセット

「カーボン・オフセット」とは、本要領においてクレジットを無効化し、排出量を相殺させる行動のことをいう。

(3) カーボン・オフセット証明

「カーボン・オフセット証明」とは、J-クレジット東北地域推進協議会（以下、「協議会」という）において当該カーボン・オフセットが東北地域内で創出されたクレジットにより実施されたことを証明することをいう。

(4) カーボン・オフセット証明書

「カーボン・オフセット証明書」とは、カーボン・オフセット証明の内容について証する書類のことをいう。

(5) 証明申請

「証明申請」とは、東北地域内で創出されたクレジットを活用したカーボン・オフセットについて証明

書の発行を申し出ることをいう。

(6) 申請者

「申請者」とは、東北地域内で創出されたクレジットを活用してカーボン・オフセットを実施した者、又はカーボン・オフセットの実施を支援した者でカーボン・オフセット証明を受けようとする者をいう。

(7) 無効化

「無効化」とは、J-クレジット登録簿システムによって、低炭素社会行動計画の目標達成やカーボン・オフセット等特定の目的に用いられるクレジットを無効化口座に移転することをいう。

(8) 無効化通知

「無効化通知」とは、無効化の際にJ-クレジット制度管理者によって発行される文書のことをいう。

3. 証明の手順

(1) 証明申請

申請者は、協議会に対して別紙様式1に必要事項を記載し、無効化通知書の写しを添えて申請を行う。

(2) カーボン・オフセット内容の記載

協議会は、証明申請を受けた場合には、当該カーボン・オフセットが東北地域内で創出されたクレジットにより実施されたものであるか否かについて申請書及び無効化通知書の記載事項において確認する。

なお、カーボン・オフセットの内容が不相当であると判断した場合は、速やかに証明申請者に報告する。

(3) カーボン・オフセット証明書の発行

協議会は、実施されたカーボン・オフセットが適当であると判断した場合には、証明申請者に対してカーボン・オフセット証明書を発行する。

4. カーボン・オフセット証明の要件

カーボン・オフセットは、以下の条件をすべて満たす場合にそのカーボン・オフセット証明を行う。

(1) 東北地域内で創出されたクレジットによるカーボン・オフセットであること。

(2) 発行予定のカーボン・オフセット証明書の内容が適当であることを申請書及び無効化通知書で確認できること。

5. カーボン・オフセット証明書の発行

(1) 書式

2-(3)による証明書の書式は別紙様式2のとおりとする。

(2) シリアルナンバー

証明書には、固有のシリアルナンバーを付与することとする。

記載事項：[西暦年度] - [クレジット認証番号] - [識別番号]

6. カーボン・オフセット証明の取り消し

協議会が証明を行った案件について、申請内容と疑義が生じた場合には証明内容の取り消しを行い、その旨を速やかに申請者に通知する。

7. カーボン・オフセット証明書の利用

申請者は、証明書を環境貢献、社会貢献の証として広く広報活動に用いることができる。ただし、以下

のことに留意すること。

- (1) カーボン・オフセット証明書は、有価で取引することはできないこと。
- (2) カーボン・オフセット証明書は、第三者に譲渡することはできないこと。
- (3) 本証明は、協議会が独自にカーボン・オフセットされた事実を証明するもので、他の制度とはかわりがないこと。

8. 庶務

証明書交付に係る庶務は、協議会事務局が行う。

9. その他

その他、本申請要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は平成25年7月3日から施行する。

附 則

この要領は令和5年9月15日から施行する。

附 則

この要領は令和6年8月26日から施行する。